

審決取消請求事件

[平成31年4月22日判決（知財高裁） 平成30年（行ケ）第10169号](#)

キーワード：意匠の類否判断

担当 弁理士 駒場大視

1. 事案の概要

本件は、被告の有する本件登録意匠について原告が無効審判を請求したところ、特許庁が「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をしたため、原告が審決取消訴訟を提起した事案である。

2. 結論

請求棄却

3. 本件登録意匠

意匠に係る物品：トレーニング機器

登録番号：第1593189号

出願日：平成29年 1月30日

登録日：平成29年11月24日

【斜視図】



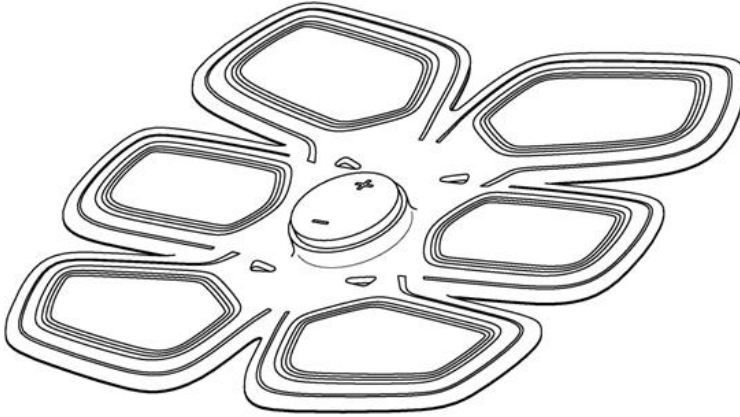
4. 引用意匠（原告の登録意匠）

意匠に係る物品：トレーニング機器

登録番号：第1536247号

発行日：平成27年10月26日

【斜視図】



5. 争点

本件登録意匠が、引用意匠と類似するか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）両意匠に係る物品は、これを使用者の腹部に載せ、当該物品の背面に設けられている電極を腹部に接触させて使用する物であるから、着脱時には、直接肌に触れることになる背面も、ある程度の注意をもって見る機会があるものの、需要者は主に当該物品の表面を正面ないし斜め上方向から見る機会が多いというべきである。両意匠を実施していると解される物品及び同種の物品を紹介するカタログ、ポスター等においても、これらの物品を単独で、又は腹部に装着した状態の物品の表面を、それぞれ正面から撮影した画像が多く使用されており、上記の観察方法の正当性を裏付けるものといえる。

（2）以上を前提として、両意匠が需要者の視覚を通じて起こさせる美観が類似するか否かを検討する。

ア 両意匠の形態上の共通点について

両意匠は、全体は、正面から見て、薄いシート状であって、略左右対称であり、左右の上パッド、中央パッド及び下パッドが合計6つ配置された本体と、本体の正面中央に設けられた略円形の強弱調整ボタンで構成されている点（共通点A）、…（中略）…、本体の上辺及び下辺中央に切り欠き部が形成されている点（共通点B）、強弱調整ボタンは、正面側が閉塞しており、本体に一体に設けられている点（共通点C）、本体背面中央に、強弱調整ボタンよりも大きい円形の線模様が設けられ、各パッドに、周囲に余白を残して電極が配置され、各電極が中央の円形模様と接続されて、円形模様の内側中央にコイン掛け溝を有する電池部蓋が設けられている点（共通点D）、並びに強弱調整ボタンの正面上下に、「+」及び「-」の表示が設けられている点（共通点E）において、共通する形態を有している。

共通点Aは、需要者は主に両意匠に係る物品の表面を正面ないし斜め上方向から見る機会が多いとの観察方法を併せ考慮すると、当該形態は需要者の注意を強く引く構成態様と評価するのが相当である。

共通点B、共通点C、共通点Eは、これらの形態が意匠全体に占める割合も大きくないものであるから、両意匠に係る物品の観察方法も併せ考慮すると、これらの共通点が類否判断に及ぼす影響は小さいというべきである。

共通点Dは、需要者が当該物品の背面に着目する程度は高くないと認められるから、この共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さいというべきである。

イ 両意匠の形態上の相違点について

本件登録意匠は、中央パッドの上下に、先端が円弧状の隙間を介して、上端又は下端が略弓状に膨出した上パッド及び下パッドが配置され、本体の上辺及び下辺中央に略「U」字状の切り欠きがあり、切り欠き部に連なる本体上辺及び下辺の角部付近が上方又は下方に僅かに膨出していることから、全体として上下対称となっていることと相まって、総じてうねりを伴う流線のかつ柔らかでゆったりとした印象を与えるものである。

これに対し、引用意匠は、上パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され、同様に先端が先細りの隙間を介して、下パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも下に傾くように配置されており、本体の上辺及び下辺中央に略「V」字状の切り欠きが設けられていることから、各パッドの各辺が概ね直線状となっていることと相まって、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといった、当該意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を需要者に与えるものである。そうすると、これらの相違点により需要者に与える印象の違いは極めて大きいというべきである。

… (中略) …

ウ 総合評価

基本的構成態様における共通点Aのうち、上パッド、中央パッド及び下パッドが左右対称に合計6つ設けられているという形態については、需要者の注意を強く引く構成態様と評価することができる。これに対し、その余の共通点については、これらが両意匠の類否判断に及ぼす影響は小さい。

他方、基本的構成態様における複数の相違点によってもたらされる印象は、両意匠ともに、盛り上がった腹部の筋肉という、当該意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を与えるとの点において共通するものの、本件登録意匠は、流線のかつ柔らかでゆったりとした印象を与えるのに対し、引用意匠は、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといったような、当該意匠に係る物品の使用による達成目標により沿うものとなっており、これらの相違点を与える印象の違いは、上記共通点をもたらす印象をはるかに凌駕するものである。

そうすると、その余の共通点、相違点をもたらす印象を考慮しても、両意匠は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきである。

(3) 小括

したがって、本件登録意匠は、引用意匠に類似するといえない。

以上